

岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市水道局が発注する建設工事において、「週休2日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事については「岡山市建築工事における週休2日工事实施要領」によるものとする。

（定義）

第2条 この要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、施工開始日から施工完了日までとする。（準備・準備工・片付期間、工場制作のみを実施している期間は除く。）

4 「完全閉所」とは、事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断することをいう。

5 週休2日工事の「週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保した場合をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、岡山市水道局が発注する全ての建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （3）請負代金額が250万円以下の工事
- （4）その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
- （5）単価契約工事
- （6）修繕工事及び水道メーター関係工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日工事（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記する。

（実施方法）

第4条 実施に当たっては、別に定める「岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

(積算方法)

第5条 発注時に週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

2 前項の補正係数は「特記仕様書別添資料1」に定める。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を達成できなかった場合においても減点を行わない。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を達成した上で、工事完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年9月17日から施行する。

(適用)

この要領は、令和6年9月17日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市水道局週休2日工事試行要領（令和3年4月1日制定。以下「試行要領」という。）は、廃止する。ただし、「受注者希望型」方式により実施中の週休2日工事については、当該工事が完了するまでの間は、試行要領の例による。